

# 台湾・北海道チャレンジショップ 出展要項

## 1. 店舗概要

- 期間：平成29年10月～12月
- 場所：Top City 台中 大遠百12階「特設会場」  
台中市台湾大道三段251
- 規模：約30㎡
- 設置：(一社) 北海道貿易物産振興会  
※現地運営：立橋自動化有限公司
- 協力：北海道



## 2. 対象商品

道内で製造、加工された農産・水産加工品、菓子及び飲料等の食品または工芸品等で、JANコード取得済みの商品に限ります。輸出手続き、輸送、現地での輸入手続き等にかかる日数や、現地での販売期間等を考慮し、原則として賞味期限が90日以上（冷凍可）の商品とさせていただきます。また、1社あたり最大3品目までお申込みいただけます。ただし、以下に該当する商品は対象外です。

- ・台湾の輸入禁止品目、輸入規制のある品目
  - ・輸入に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品
  - ・特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
  - ・施設の制約上販売出来ないもの
- \* その他ご不明な点はお問い合わせください。

## 3. 申込者の資格

次のいずれかに該当する方とします。なお、輸出に係る手続は当会が代行しますので、特別な資格や手続等は不要です。

- ・道内に事務所又は事業所を有する企業及び個人事業主のうち道産品の製造・加工を行っている方または自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
- ・地方公共団体、商工・物産関連団体（上記2に該当する企業等の商品を取りまとめ販売・PRする場合。なお商品販売に合わせて地域の観光情報の発信なども可能）

※必要な書類の準備、データの提供及び「道産食品輸出用シンボルマーク」の商品への貼り付け、表示に協力いただけることが条件となります。（貿易手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります）

## 4. 申込書類

- (1) 申込書
- (2) 申込商品に係るPL（製造物責任）保険証書の写し（未加入の場合は採用後契約で可）
- (3) 商品表示の写し（オモテ面及びウラ面※一括表示を含む。食品表示法等の表示に関する法令を遵守していることがわかる画像）
- (4) 申込商品に該当する食品製造に係る営業許可証の写し

## 5. 販売商品の決定

申込書等の内容から、出品する商品を決定させていただきますが、対象商品であっても、施設の制約や店舗側の判断により、出品をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

## 6. 申込者負担

申込者にご負担いただく費用につきましては以下のとおりです。

- ・道内指定倉庫までの運賃
- ・成分検査が必要な場合の台湾までの郵送費用
- ・店頭で試食用サンプル設置を希望する場合は、申込書の該当欄に○を付けていただき、試食用サンプル分は別梱包にて、商品とは別途（一社）北海道貿易物産振興会まで納品いただきますので予めご了承ください。

## 7. 取引条件・精算

- (1) 販売期間：約 1 ヶ月間
- (2) 仕入条件：売上仕入（期間中売れた分[レジ通過分]の国内卸価格をお支払い）。
- (3) 発注頻度：原則最初の 1 回のみです。在庫切れの場合でも追加発注はありませんので、あらかじめご了承ください（1 回の納品で 1～2 ケースが適量です）。
- (4) 売価設定：運営者のマージン率は原則国内小売価格の 30% です。なお、台湾における小売価格は、日本国内・台湾にて通関手続き上発生する諸費用、諸税等を勘案し、運営者が設定させていただきます（国内販売価格の約 2 倍程度になります）。
- (5) 精算処理：商品販売開始から 120 日以内に実施致します。
- (6) 実績報告：販売期間終了後、出品者にお知らせいたします。
- (7) 販売調査：現地売場にてアンケート調査を実施し、お客様の声・意見をお伝えします。
- (8) 残存商品：販売期間終了後の残存商品は、現地にて売場から撤去、処分させていただきます。返却は一切出来かねますので、予めご了承ください。

## 8. 応募締め切り

- ・第 1 回：平成 29 年 7 月 24 日（月）
- ・第 2 回：平成 29 年 8 月 28 日（月）

## 9. その他

- (1) 地域 P R での利用  
地域での P R の場として活用する場合、まとまったスペースをお貸しすることも可能です。地域の物産・観光・文化などの発信の場としてぜひご活用ください。
- (2) 現地販売への参加  
現地販売への参加を歓迎します。台湾市場を知る機会ともなりますので、ぜひご参加ください。（期間中の商談を予定しておりますので別途ご案内いたします。）
- (3) 販売の中止等  
天災、法令・規則の改正、通関・輸送上のトラブル、その他のやむを得ない事由により、販売を中止する場合があります。なお、それによって生じる出品者の損害等につきまして、運営者ではその責任を負い兼ねますので、予めご了承ください。
- (4) その他  
商品送付先及び納品日等の詳細につきましては、順次当会よりご連絡致します。輸出手続き等の都合上、納品日等の確定のご連絡が遅れてしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。  
台湾では、エネルギー量（カロリー）、炭水化物、たんぱく質、脂質、ナトリウムに加え、トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、糖類の表示が義務付けられています。  
数値をお持ちでない場合、台湾の検査機関で成分検査が必要になります。

## 10. 申し込み・問い合わせ先

- （一社）北海道貿易物産振興会（海外推進部：田辺、村中、曾屋）  
〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 1 階  
電話：011-251-7976 F A X：011-251-0230  
E-mail：tanabe@dousanhin.com